ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるよう見直します

「児童扶養手当法」の一部を改正により、令和３年３月分から
障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

見直しの内容（令和３年３月分（令和３年５月支払）から）

▶現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和３年３月分から、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額**を**児童扶養手当として受給**することができるように見直します。

▶なお、障害年金以外の公的年金等（※）を受給している方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給していますが、改正後も同じく、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。
（※）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

児童扶養手当の月額
（令和２年４月～）

◆**子どもが１人の場合**　全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円（所得に応じて決定されます）

◆**子ども２人目の加算額**
全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～ 5,100円（所得に応じて決定されます）

◆**子ども３人目以降の加算額（１人につき）**
全部支給：　6,110円
一部支給：　6,100円～ 3,060円（所得に応じて決定されます）

手当を受給するための手続き

◆既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。

◆それ以外の方は、**児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。**なお、令和３年３月１日より前であっても、**事前申請は可能**です。

支給開始月

◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和３年３月１日に支給要件を満たしている方は、令和３年６月30日までに申請すれば、令和３年３月分の手当から受給できます。

◆令和３年３月分と４月分の手当は、**令和３年５月に支払われます。**

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）
前橋市保健センター　子育て支援課　子育て支援少子化対策室
電話：０２７（２２０）５７０１（受付時間　平日8:30～17:15）